

資料提供

令和2年2月5日
課名:産業廃棄物対策課
担当:重野
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社麻花興業に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県西部東厚生環境事務所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社 ^{あさか こうぎょう} 麻花興業 代表取締役 ^{はまだ すなお} 濱田 直 （広島県竹原市東野町 267 番 2 号）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03405167294 号 許可年月日：平成 29 年 7 月 20 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和 2 年 2 月 5 日
処分理由	同社は、令和元年 12 月 19 日付けで、竹原簡易裁判所において、法第 16 条の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了した。 このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に該当するものとして法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当する者のうち法第 7 条第 5 項第 4 号ニに規定する者に該当するため。 また、同社の役員は、令和元年 12 月 19 日付けで、竹原簡易裁判所において、法第 16 条の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了した。 このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する同号イに該当する者のうち法第 7 条第 5 項第 4 号ニに規定する者に該当するため。